**誓　　　約　　　書**

様式第２号（第５条関係）

**誓約事項**

１　使用条件

1. 道路交通法等の関係法令等を遵守して安全に使用すること。
2. 公序良俗に反する行為はしないこと。
3. 使用目的及び許可された事項以外の使用はしないこと。
4. キッチンカー賃貸借契約を締結した者以外には使用させないこと。
5. 使用前の始業点検は必ず行い、運行に支障があると判断する場合は使用しないこと。
6. キッチンカーの鍵の受渡しについては、要綱第7条の規定によること。
7. 契約締結後であっても、市としてキッチンカーを使用することが必要な事案が発生した場合は、契約を解除されても異議申立てをしないこと。
8. 運転者は、市が加入している保険の対象とならないため、運転者がけがをする事故を起こしたときは、使用者又は運転者の責任において対処することとし、市に補償を求めないこと。
9. キッチンカーの故障等不測の事態により不利益等を被ることがあっても、その一切の不利益等の補償を市へ求めないこと。

２　事故等の対応

1. キッチンカーの使用において事故等が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、次に定める順位により事故処理を行うこと。

①負傷者の救急処置及び救急車の要請

②道路上の障害物の除去及び二次的事故の防止

③所轄の警察署及び管理者への通報

④目撃者の確保及び現場状況の記録

⑤事故相手方の連絡先等の確認

⑥管理者への事故状況の報告

1. キッチンカーの使用において事故等が発生し、車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、補償に要する費用等のうち、市が加入している自動車保険で補てんされない部分においては、すべて使用者の負担とすること。
2. キッチンカーに積載した荷物等の損害等については、市に補償を求めない。
3. その他事故等及び販売した物品について使用者の責任において対処し、市に一切の迷惑をかけず、損害の補償を求めないこと。

＜参考＞中津川市が加入している自動車保険

|  |  |
| --- | --- |
|  | 全国市有物件共済会 |
| 対人 | 無制限（免責無） |
| 対物 | 1000万円（免責無） |
| 車両 | 時価（免責１万円未満） |
| 運転者 | ― |
| 搭乗者 | 無制限（免責無）（※） |

※．中津川市職員が公務として搭乗していた場合は、公務災害の対象となるため、保険の対象となりません。

**このたび、キッチンカーを使用するにあたり、上記の事項を遵守し、履行することを誓約いたします。**

年　　月　　日

**自　署**